

## 北アイルランドの法制度の概要

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

北アイルランドは、アイルランド島の北東部に位置するアルスター地方9州のうちの6州を指し、イングランド、ウェールズ及びスコットランド等とともに、「グレートブリテン及び北アイルランド連合王国」（以下「連合王国」という）の一部を構成する。

アイルランド島には、紀元前3世紀以降、ケルト系民族が住み着き、5世紀にはキリスト教が伝来した。しかし、1169年のノルマン人による侵攻以来、長年にわたり、グレートブリテン島からの移民による植民地化が始まった。もともとアイルランド島に住んでいたケルト系住民の多くが岩だらけの土地への移住を強制される等、様々な点で迫害・抑圧され（その典型は、17世紀半ばのクロムウェルによる大虐殺）、ついに「1800年連合法」により、1801年1月1日に「グレートブリテン及びアイルランド連合王国」が成立するに至った。これは、実質的には、アイルランドがグレートブリテンに併合されたことを意味した。1840年代後半にはジャガイモの不作により「ジャガイモ飢饉」が発生したこと等から、多数のアイルランド人が米国に移住した。長い期間にわたる独立運動の結果、連合王国政府により「1920年アイルランド統治法」が制定され、アイルランド島の南部26州と北部6州のそれぞれに自治議会が設置された。その後、英愛条約により、「アイルランド自由国」という名の自治領が成立したが、北部の6州は同条約の規定に従いアイルランド自由国から離脱した。その原因は、北部の6州では、イングランドやスコットランド等からの大量の移民が多数派を占めていたからである。その結果、アイルランドは南北に分割されることとなり、それ以降、北部の6州には、「1920年アイルランド統治法」が適用された。しかし、アイルランドでは、さらなる独立を求める勢力と、連合王国にとどまろうとする勢力との間で、内戦が勃発した。その結果、南部については、1937年にアイルランド憲法が制定され、1938年には連合王国もアイルランド共和国の独立を承認し、1949年に遂に「アイルランド共和国」として独立を果たすことになった<sup>2</sup>。独立後も、北部の6州の領有権をめぐり、紛争が長く続いた。即ち、北アイルランドでは、とくに1970年代以降、連合王国からの離脱を求めるナショナリスト系のアイルランド共和軍（IRA）や、連合王国にとどまろうとするユニオニスト系のアルスター義勇軍等の過激派組織の活動が活発化した。1972

---

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> アイルランド共和国の法制度については、本連載の第11回を参照されたい。

年にはデモ行進中の市民多数が連合王国軍部隊の銃撃により死傷した「血の日曜日事件」が発生する等、不穏な時代が続いた<sup>3</sup>。

しかし、1998年の「ベルファスト合意」（聖金曜日協定）<sup>4</sup>に基づきアイルランド共和国が北部6州の領有権を放棄し、また、1999年には北アイルランド自治政府が成立し、さらに、2005年にはIRAが武装闘争の終結を宣言する等、紆余曲折を経ながらも、基本的には和平に向けた動きが強くなった。

ところで、連合王国の法体系は、①イングランド及びウェールズ、②スコットランド、③北アイルランドというように、主な3つの法域ごとに異なる<sup>5</sup>。日本で「イギリス法」とか「英国法」と呼ばれる場合、上記①の「イングランド及びウェールズ」の法体系を指すことが多い。本連載の第3回でイングランド及びウェールズの法制度について、また、第28回でスコットランドの法制度について紹介したので、今回は、北アイルランドの法制度を紹介することとしたい。

ここで、北アイルランドの法制度の特徴的な点を簡単に述べておくと、①イングランド及びウェールズ法と同様に、コモン・ロー、エクイティ<sup>6</sup>及び先例拘束性の原則が採用されていること、並びに②北アイルランドの歴史的経緯や政治的状况等から、統治機構について独特の法制度が採られていること（しかも、近年においても、大きな制度変更が続いている）ことを指摘できよう。

## II 憲法

連合王国には、他の多くの国とは異なり、統治機構や国民の人権について体系的に規定した成文憲法典は存在しない。連合王国における実質的意味の憲法については、本連載の

---

<sup>3</sup> アルスター義勇軍の元テロリストであるヒュー・ブラウン氏の講演録「憎しみを超えて」が、「NIYONIYO」というウェブサイトに掲載されているので、是非、お読みいただきたい（<http://www.niyoniyo.net/vol9/hitolibrary/lecture/lecture.htm>）。ブラウン氏によると、①憎しみの連鎖を断ち切るためには、相手を「許す」しかない、②北アイルランド紛争は宗教間対立の問題ではない、③IRAを財政面で支援してきたアイルランド系米国人が、9.11同時多発テロを契機としてテロへの姿勢を変化させたことが、IRAの武装闘争の放棄の一因となった、とのことである。これに対し、ナショナリスト側の立場からの反論が、同じウェブサイトに掲載されているので、こちらも是非、お読みいただきたい（<http://www.niyoniyo.net/greeting/zadankai.htm>）。

<sup>4</sup> 1998年のノーベル平和賞は、北アイルランドの政治家であるジョン・ヒューム（カトリック穏健派の社会民主労働党党首）及びデヴィッド・トリンプル（プロテスタントのアルスター統一党党首）に授与された。

<sup>5</sup> 海外領土や王室属領においても、独自の法体系が存在する。海外領土の例として、英領ケイマン諸島や英領ヴァージン諸島は独自の法体系を有しており、タックス・ヘイブン（tax haven）として知られてきた。

<sup>6</sup> エクイティ（equity）とは、「衡平法」とも呼ばれ、コモン・ローで解決されない欠陥に適用され、裁量的に救済することで発達した法準則である。

「第 3 回」で言及したので、今回は、北アイルランドに関わりのある事項に絞って紹介する。

## 1 統治機構

### (1) 議会

北アイルランドの旧議会（「The Parliament of Northern Ireland」。いわゆる「ストーモント議会」<sup>7</sup>）は、「1920 年アイルランド統治法」に基づき 1921 年に設立された。しかし、1972 年に発生した「血の日曜日事件」を契機とするナショナリストとユニオニストの武力衝突による混乱から、ストーモント議会の活動は停止され、「1973 年北アイルランド憲法」によりストーモント議会は廃止された。それ以降、北アイルランドでは、連合王国政府による直接統治が行われた。その後、1998 年の「ベルファスト合意」及び「1998 年北アイルランド法」に基づき、北アイルランドの新しい議会（「The Northern Ireland Assembly」。以下「北アイルランド議会」という）が設立された。2002 年に北アイルランド政府と北アイルランド議会は機能停止に陥ったが、「セント・アンドルーズ合意」に基づき、2007 年に復活を果たした。

連合王国の中央議会（いわゆる「ウェストミンスター議会」）では、北アイルランドには 18 議席が割り当てられている。「1998 年北アイルランド法」により、農業、環境、教育、医療・健康、社会サービス、文化・芸術等の事項については、ウェストミンスター議会から北アイルランド議会に権限が移譲された<sup>8</sup>（なお、「除外事項」や「留保事項」についての権限は移譲されない）。しかし、それ以降も、IRA の武装解除、警察機構の改革、連合王国軍の撤退が進まないこと等を理由として、和平プロセスは一進一退を繰り返すという困難な状況であった。2002 年には北アイルランド議会内における IRA によるスパイ疑惑が浮上したことから、北アイルランドの自治権は停止された。2003 年に北アイルランド議会の議員選挙が行われたにもかかわらず、北アイルランド議会の活動は停止したままであったが、2005 年に IRA が武力闘争の放棄を宣言したこと等が契機となって、2007 年に北アイルランド政府と北アイルランド議会の活動が再開された。2010 年には、司法・警察の権限がウェストミンスター議会から北アイルランド議会に移譲され、北アイルランド司法大臣が任命された。

北アイルランド議会は一院制であり、議員は比例代表制により選出され、議員総数は 108 名である。議員の任期は 4 年である。各議員は自分がナショナリストであるか、ユニオニストであるか、どちらでもないかを申告しなければならない。議会において重要な事項を決定するためには、①議員全体の 60%、②ユニオニストの 40%、及び③ナショナリストの 40%の賛成を要する。北アイルランド議会が制定する法律は、女王による裁可が必要であ

<sup>7</sup> ストーモントは、ベルファスト東部の地名である。

<sup>8</sup> 松井幸夫著「北アイルランドの和平と分離 ―地方分権とイギリス憲法改革(三)―」(『島大法學 第 47 巻第 4 号』(島根大学法文学部法学科、2004 年) 所収) 15 頁。

る。

## (2) 政府

北アイルランド政府 (Northern Ireland Executive) は、①首相、②副首相、③大臣、及び④副大臣で構成される。首相は第 1 党から選出され、副首相は第 2 党から選出される。首相及び副首相を選出するためには、2 名 1 組として、ユニオニスト及びナショナルリストの双方の過半数の賛成を要する。これにより、北アイルランド政府がユニオニスト及びナショナルリストのいずれか一方に支配されることを防ごうとしている。

## (3) 裁判所

北アイルランドの裁判所には、治安判事裁判所 (Magistrates Courts)、地方裁判所 (County Courts)、高等法院 (The High Court)、控訴院 (The Court of Appeal) があり、最上級裁判所は、連合王国最高裁判所 (The Supreme Court of the United Kingdom) である。いずれの裁判所も、民事事件及び刑事事件の両方を管轄する。連合王国最高裁判所が民事事件及び刑事事件を管轄する場合、北アイルランドで提訴された案件に関しては、北アイルランドの法体系を前提とした審理が行われ、判決が下されることになる。

## 2 人権

連合王国では、人権について体系的に規定した成文憲法典は存在しなかった。しかし、「1998 年人権法」(Human Rights Act 1998) の制定により、連合王国の公的機関はヨーロッパ人権条約に適合することが必要となった。即ち、「1998 年人権法」により、ヨーロッパ人権条約に定められた人権、例えば、拷問の禁止、集会・結社の自由、差別の禁止等、多くの人権が保障される。

とくに北アイルランドでは、差別や武力闘争による社会的混乱が長く続いたことから、「1998 年北アイルランド法」は、人権保障や平等に関連する規定をいくつか置いている。

まず、公的機関は、職務の遂行にあたり、①信仰、政治的意見、人種、年齢、婚姻状況、性的指向、②性別、③障害の有無、④扶助の要否について、機会を均等とするよう配慮しなければならないものとした。そして、公的機関に差別的行為があった場合には、裁判所において差止請求及び損害賠償請求をすることができるものとした<sup>9</sup>。

また、同法は、「北アイルランド人権委員会」及び「北アイルランド平等委員会」の設置について規定している。第 1 に、「北アイルランド人権委員会」は、①人権保障に関わる法と実務慣行の妥当性と実効性を検証すること、②人権保障のために採られるべき立法等の措置を、連合王国の北アイルランド担当大臣及び北アイルランドの執行委員会に勧告すること、③法案が人権侵害を含むか否かについて、北アイルランド議会に助言すること等を職務とし、職務遂行にあたっての調査権限を有する。第 2 に、「北アイルランド平等委員会」

<sup>9</sup> 松井・前掲書 27 頁。

は、①平等に関する義務の実効性を検証し、公的団体等に勧告して行動計画を提出させること、②苦情の申立てを受理して調査を行い、報告書を作成すること等を職務とする<sup>10</sup>。

### 3 法令及び判決例

北アイルランドにおける法源としての制定法には、①連合王国の中央議会である「ウェストミンスター議会」による制定法、②北アイルランド議会による制定法、及び③欧州連合（EU）法がある。ウェストミンスター議会による制定法の中にも、(i)北アイルランドのみに適用される特別法として制定される場合と、(ii)連合王国全体に適用されるが北アイルランドの法体系に整合させるための特別条項を有する共通法として制定される場合とがある。

次に判決例について述べると、アイルランド島では、1169年のノルマン人による侵攻までは、伝統的な慣習を基礎とする「ブレホン法」(Brehon Law)が適用されていた<sup>11</sup>。しかし、その後の約800年に及ぶイングランドによる植民地化の影響により、アイルランド島においても、イングランドと同様に、コモン・ローや先例拘束性の原則による裁判が根付くようになった。その結果、現在の北アイルランドの法制度は、概して、イングランドの法制度と同様のものとなっているが、異なる点も少なくないことに留意が必要である。

### 4 欧州連合（EU）の影響

北アイルランドは欧州連合（EU）の構成国ではないが、連合王国はEUに加盟している。そのため、連合王国の一部である北アイルランドの法制度は、近時、ますますEUの影響を強く受けるようになってきている。EU法は、北アイルランド法よりも上位に位置づけられる（「EU法の優位性」）。

## III 民法

アイルランドは約800年にわたりイングランドの支配を受けたことから、民法の分野でも、長い年月をかけてイングランド法の圧倒的な影響を受けてきた。とはいえ、それ以前のアイルランド島には「ブレホン法」(Brehon Law)と呼ばれる固有の慣習法が存在し、独自の伝統を有していたことにも留意する必要がある。

北アイルランドには、イングランド及びウェールズ等と同様、成文の民法典は存在しない。判例法が民法の分野において中心的役割を果たしており、原則として、北アイルランド法はイングランド法と同様の内容である。北アイルランドの契約法・不法行為法等とイングランドのそれらは完全に同じではない（例えば、土地、婚姻、離婚等の法分野におい

<sup>10</sup> 松井・前掲書 26～27頁。

<sup>11</sup> ブライス・ディクソン著・加藤紘捷訳「北アイルランドの法制度（一）」(『駿河台法学 第3巻第2号』(駿河台大学法学会、1990年)所収) 332頁。

ては、内容が異なる<sup>12)</sup>ものの、かなり類似しているため、本稿では説明を省略する。なお、イングランドの民法の概要については、本連載の第3回を参照されたい。

#### IV 会社法

「I はじめに」で述べたとおり、連合王国では、①イングランド及びウェールズ、②スコットランド、③北アイルランドという3つの地域がそれぞれ異なる法体系を有するが、会社法のように、これら3つの地域全てに適用される法律もある。

連合王国の「2006年会社法」(Companies Act of 2006)は2009年10月1日から全面的に施行されるようになり、従前の「1985年会社法」は廃止された。会社法は、連合王国全体に適用される法律であり、北アイルランドでもイングランドでも同じ会社法の規定が適用されるが、北アイルランドの裁判所とイングランドの裁判所が会社法のある1つの文言について異なる解釈を採ることはあり得る。

北アイルランドにおける事業運営の形態としては、会社のほかに、個人事業、パートナーシップ、有限責任事業組合もあるが、その中でも会社は最も重要なものである。会社は、無限責任会社と有限責任会社に分けられる。北アイルランドで最も一般的な会社形態は、有限責任会社である。ここに「有限責任」とは、株主が出資額の限度でのみ責任を負うことをいう。また、有限責任会社は、公開会社(Public Limited Company)と非公開会社(Private Limited Company by Shares)に分けられる。公開会社たる有限責任会社は、社名の末尾を「plc」としなければならない。非公開会社たる有限責任会社は、社名の末尾を「Limited」または「Ltd」としなければならない。

北アイルランドにおける会社の大多数は、非公開有限責任会社である。

表1：北アイルランドで設立が認められている主な会社

名称	英語(略称)	説明
公開有限責任会社	Public Limited Company (plc)	出資額を限度とする有限責任。最低資本金額は50,000ポンド又はこれに相当するユーロの金額。現物出資は可能であるが、原則として、第三者機関による価値評価が必要。
非公開有限責任会社	Private Limited Company by Shares (Limited 又は Ltd)	出資額を限度とする有限責任。最低資本金額の規制は無し。現物出資が可能であり、正式な価値評価は不要。

<sup>12)</sup> ブライス・ディクソン・前掲書(一)330頁。

## V 民事訴訟法

コモン・ローを発展させてきた北アイルランドでは、裁判が法律を生み出してきたといえ、その意味で、北アイルランドの訴訟手続法は極めて重要である。

家事事件、(概ね 100 ポンド未満の) 少額請求事件、土地占有回復請求事件等は、治安判事裁判所に提訴することができる。治安判事裁判所の民事訴訟手続は単純かつ迅速であり、1名の裁判官が陪審無しで審理を行い、多くの場合、判決は即日言い渡される<sup>13</sup>。

地方裁判所では、治安判事裁判所からの上訴事件のほか、第一審裁判所として、治安判事裁判所よりも広い範囲の民事訴訟事件を管轄する。例えば、①不法行為又は契約違反に関する訴訟で請求額が 5000 ポンド未満の事件、②土地の回復又は土地所有権の請求に関する訴訟で当該土地の課税評価額が年間 500 ポンド以下の事件等である。とくに金銭支払請求事件の場合、上限金額が定められている事件であっても、両当事者が合意すれば、地方裁判所に管轄が認められる<sup>14</sup>。

高等法院が第一審として管轄することのできる事件には、上記の治安判事裁判所や地方裁判所における事物管轄や土地管轄の制限がない。高等法院は、地方裁判所からの上訴事件をも管轄する。高等法院の内部には、①王座部（身体・財産・名誉に対する不法行為事件、契約違反事件、海事事件、その他の事件を処理する）、②衡平法部（信託・有価証券・会社等に関する事件、破産事件、著作権事件等を処理する）、③家庭部（離婚事件、夫婦財産・非嫡出子・後見・養子縁組等に関する事件）という3つの部門がある。高等法院では、原則として、1名の裁判官が陪審無しで審理を行う<sup>15</sup>。

控訴院は、治安判事裁判所、地方裁判所、高等法院からの上訴事件を管轄する。北アイルランドに所在する裁判所の中では、控訴院が最上位に位置付けられる。連合王国における最上級裁判所は、連合王国最高裁判所である。

北アイルランドの法制度・裁判所制度と、イングランド及びウェールズの法制度・裁判所制度が別であるのと同様に、北アイルランドの弁護士制度と、イングランド及びウェールズの弁護士制度は別である。北アイルランドの弁護士には、法廷弁護士 (Barrister) 及び事務弁護士 (Solicitor) の2つがある。法廷弁護士は、法廷での弁論等について権限を有するが、依頼者から直接指図を受けるのではなく、事務弁護士を通じて間接的に指図を受ける。

## VI 刑事法

<sup>13</sup> ブライス・ディクソン著・加藤紘捷訳「北アイルランドの法制度(六)」(『駿河台法学 第6巻第2号』(駿河台大学法学会、1993年)所収) 242～243頁。

<sup>14</sup> ブライス・ディクソン・前掲書(六) 236～237頁。

<sup>15</sup> ブライス・ディクソン・前掲書(六) 219～227頁。

北アイルランドでは、比較的重大ではない犯罪は、警察により略式起訴され、治安判事裁判所で審理されることになり、陪審には付されない。これに対し、比較的重大な犯罪は、公訴局により正式起訴され、治安判事裁判所による予審（陪審審理付託決定手続）の段階を経て、刑事法院において、1名の裁判官及び12名の陪審員により審理される<sup>16</sup>。また、北アイルランドでは、警察や公訴局による公的訴追だけでなく、私人による私的訴追も可能とされている<sup>17</sup>。

北アイルランドの1998年刑事証拠令によると、被疑者が警察の質問への回答を拒否することや回答ができないことは、被疑者と犯罪を関連づける他の証拠の補強証拠となる<sup>18</sup>。

北アイルランドの刑事司法においてはIT（情報技術）の活用が進んでいる。例えば、「統合型裁判所運営システム（ICOS）」については、①電子処理のために全ての事件に固有の事件番号が付されており、第一審から最上級審まで1つの事件番号で処理される。②罰金及び訴訟費用等の支払いはデビットカードやクレジットカードで行うことができる。③裁判所への連絡は、電話・ファックスだけでなく、Eメールが活用されている。④各種事件に関する情報のシステムへの入力項目が標準化されており、関係諸機関がデータの再入力や変換といった無駄な作業を行うことなく効率的にデータを取り扱うことができるように制度設計されている。また、「法廷のIT化」については、①多数のマイクロフォン及び小型卓上スピーカー（録音した音声データは夜のうちにニュージーランドの企業に転送されて文字データ化され、翌朝には法廷で閲覧することができる）、②多数のディスプレイ（裁判官、書記官、陪審員、弁護士等の各席にディスプレイがあるほか、法廷内のどこからでも見ることのできる大型ディスプレイも設置されている）、③書画カメラ（物をカメラに写して各ディスプレイに表示することができる）、④遠隔証言システム（海外からも利用されている）、⑤監視カメラ（法廷内の4台のカメラで訴訟の状況を撮影・記録する）が配備されている<sup>19</sup>。

## VII 参考資料

以上、北アイルランド法の概要を簡単に紹介してきたが、北アイルランド法については、イングランド法、ドイツ法及びフランス法と比べると、日本語の文献・論文等ははるかに少ない<sup>20</sup>。しかし、①ブライス・ディクソン著・加藤紘捷訳「北アイルランドの法制度（一）

<sup>16</sup> ブライス・ディクソン著・加藤紘捷訳「北アイルランドの法制度（五）」（『駿河台法学 第6巻第1号』（駿河台大学法学会、1992年）所収）218頁。

<sup>17</sup> ブライス・ディクソン・前掲書（五）199頁。

<sup>18</sup> ブライス・ディクソン・前掲書（五）202頁。

<sup>19</sup> 指宿信著「北アイルランド刑事司法におけるITの活用 ―合理化、ハイテク化そして共有化―」（『法律時報 80巻3号』（日本評論社、2008年）所収）84～86頁。

<sup>20</sup> 「イギリス法」・「英国法」に関する日本語の書籍・論文は多数出版・公表されているが、そのほとんどは「イングランド法」に関するものである。北アイルランド法に関して言及

～（七）」（『駿河台法学』所収。但し、内容が古くなっているところが少なくない）、②戒能通厚編『現代イギリス法事典』（新世社、2003年）の元山健著「Ⅷ. 北アイルランド」の部分（351～359頁）のほか、本稿の脚注に記載した文献・論文等が参考となる。

「連合王国の法制度における北アイルランド法の位置付け」は、「EUの法制度における各国の国内法の位置付け」とパラレルに理解できる面があるように思われる。その意味でも、北アイルランド法は、まだまだ研究の余地のある法制度であるといえよう。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.43 No.2』（国際商事法研究所、2015年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第29回 北アイルランド」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。